

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年5月2日

京都市長 門川大作

京都市規則第14号

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表以外の部分中「課を」を「部、室及び課を」に改め、「ともに、」の右に「室に同表に掲げる課長を、室及び」を加え、同項の表を次のように改める。

区 分	部又は室の 名称	課の名称又 は室に置く 課長の職名	係 長 の 職 名
北福祉事務所， 中京福祉事務所， 下京福祉事務所及び深草福祉事務所	健康福祉部	健康長寿推進課	地域支援係長 健康長寿推進係長 高齢介護保険係長
		障害保健福祉課	障害難病支援係長
		生活福祉課	管理係長 保護第一係長 保護第二係長 保護第三係長
	子どもはぐくみ室	子どもはぐくみ課長	子育て推進係長 子育て相談係長
上京福祉事務所， 東山福祉事務所及び西京福祉事務所	健康福祉部	健康長寿推進課	地域支援係長 健康長寿推進係長 高齢介護保険係長
		障害保健福祉課	障害難病支援係長
		生活福祉課	管理係長 保護第一係長 保護第二係長
	子どもはぐくみ室	子どもはぐくみ課長	子育て推進係長 子育て相談係長
左京福祉事務所 及び醍醐福祉事務所	健康福祉部	健康長寿推進課	地域支援係長 健康長寿推進係長 高齢介護保険係長
		障害保健福祉課	障害難病支援係長
		生活福祉課	管理係長 保護第一係長 保護第二係長 保護第三係長 保護第四係長
	子どもはぐくみ室	子どもはぐくみ課長	子育て推進係長 子育て相談係長

山科福祉事務所 及び右京福祉事務所	健康福祉部	健康長寿推進課	地域支援係長 健康長寿推進係長 高齢介護保険係長
		障害保健福祉課	障害難病支援係長
		生活福祉課	管理係長 保護第一係長 保護第二係長 保護第三係長 保護第四係長 保護第五係長 保護第六係長 保護第七係長
	子どもはぐくみ室	子どもはぐくみ課長	子育て推進係長 子育て相談係長
南福祉事務所	健康福祉部	健康長寿推進課	地域支援係長 健康長寿推進係長 高齢介護保険係長
		障害保健福祉課	障害難病支援係長
		生活福祉課	管理係長 保護第一係長 保護第二係長 保護第三係長 保護第四係長 保護第五係長 保護第六係長
	子どもはぐくみ室	子どもはぐくみ課長	子育て推進係長 子育て相談係長
洛西福祉事務所	健康福祉部	健康長寿推進課	地域支援係長 健康長寿推進係長 高齢介護保険係長
		障害保健福祉課	障害難病支援係長
		生活福祉課	管理係長 保護係長
	子どもはぐくみ室	子どもはぐくみ課長	子育て推進係長 子育て相談係長
伏見福祉事務所	健康福祉部	健康長寿推進課	地域支援係長 健康長寿推進係長 高齢介護保険係長
		障害保健福祉課	障害難病支援係長
		生活福祉課	管理係長 保護第一係長 保護第二係長 保護第三係長 保護第四係長 保護第五係長 保護第六係長 保護第七係長 保護第八係長
	子どもはぐくみ室	子どもはぐくみ課長	子育て推進係長 子育て相談係長

第1条第2項中「所長」の右に「，副所長，部長，室長」を加え，同条第3項中「事務所」を「部又は室」に改め，同条第4項中「課に」を「室及び課に」に改め，同条第5項

中「所長は、」を「所長及び副所長は、それぞれ」に、「福祉部長」を「保健福祉センター長及び子どもはぐくみ室長」に改め、同条第6項中「事務所」を「健康福祉部及び子どもはぐくみ室」に改め、同条第7項中「事務所の」の右に「部長、室長、」を加え、「福祉部」を「健康福祉部及び子どもはぐくみ室」に改め、「ある職員」の右に「(次項において「区役所職員」という。)」を加え、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項の表以外の部分中「前項」を「第7項」に、「保護課又は支援保護課」を「生活福祉課」に、「第5条保護課の項第1号」を「第5条健康福祉部の款生活福祉課の項第1号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項の次に次の1項を加える。

8 前項に規定するもののほか、事務所の健康長寿推進課の次の表の左欄に掲げる職員(第5条健康福祉部の款健康長寿推進課の項第2号に掲げる事務を担当する職員に限る。)は、当該事務所の障害保健福祉課及び生活福祉課の同表の右欄に掲げる職員(区役所職員をもって充てる者に限る。)をもって充てる。

担 当 課 長	課 長 及 び 担 当 課 長
担 当 課 長 補 佐	課 長 補 佐 及 び 担 当 課 長 補 佐
担 当 係 長	係 長 及 び 担 当 係 長
そ の 他 の 職 員	そ の 他 の 職 員

第2条第3項を削り、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「課長が」を「課長(室に置く課長及び担当課長を含む。以下この項において同じ。)が」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「担当課長、」を「担当課長(室に置く課長を含む。第6条において同じ。),」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 副所長は、所長を補佐する。

3 部長、室長及び課長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第4条第1項本文中「ときは」の右に「、副所長がその職務を代理し、副所長に事故があるときは」を、「つき、」の右に「部長又は子どもはぐくみ室に置く」を加え、同項ただし書を削り、同条第2項本文中「課長に」を「課長(室に置く課長を含む。)に」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 部長又は室長に事故があるときは、主管事務につき、課長がその職務を代理する。ただし、担当部長が置かれている場合は、主管事務につき、担当部長がその職務を代理し、担当部長に事故があるときは、主管事務につき課長がその職務を代理する。

第5条を次のように改める。

(事務の概目)

第5条 事務所の分掌する事務の概目は、次のとおりとする。

健康福祉部

健康長寿推進課

- (1) 事務所の庶務に関すること。
- (2) 児童福祉法による保育所，認定こども園又は家庭的保育事業等の利用の調整及び要請の実施並びに細野保育所への入所（年度当初のものに限る。）に関すること。
- (3) 老人福祉法に定める福祉の措置等に関すること。
- (4) 老人福祉法による措置費等の徴収に関すること。
- (5) 事務所内の他の課及び室の主管に属しないこと。

障害保健福祉課

- (1) 児童福祉法に定める育成に係る措置等（心身障害児に関するものに限る。）並びに身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める更生援護に係る措置等に関すること。ただし，児童福祉センターの所管に属するものを除く。
- (2) 児童福祉法，身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法による措置費等の徴収（児童福祉法によるものにあつては，心身障害児に関するものに限る。）に関すること。ただし，児童福祉センターの所管に属するものを除く。

生活福祉課

- (1) 生活保護法による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付及び配偶者支援金の支給の決定及び実施に関すること。
- (2) 生活保護法による要保護者及び低所得世帯の援護に関すること。

子どもはぐくみ室

- (1) 児童福祉法に定める育成に係る措置等に関すること。ただし，健康福祉部及び児童福祉センターの所管に属するものを除く。
- (2) 児童福祉法による措置費等の徴収に関すること。ただし，健康福祉部及び児童福祉センターの所管に属するものを除く。
- (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める福祉の措置等に関すること。
- (4) 母子・父子自立支援員に関すること。

附 則

この規則は、平成29年5月8日から施行する。

(行財政局人事部人事課)